



令和5年1月25日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
障害福祉課	事業所指導係	若原 豊	内線 3490 直通 058-272-8302 FAX 058-278-2643

一般相談支援事業者の処分について

県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき、一般相談支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

記

1 事業者等

- (1) 事業者名：特定非営利活動法人とけいそう
- (2) 代表者名：飯島 隆之（いじま たかゆき）
- (3) 事業者所在地：愛知県一宮市小信中島字下郷西12番地
- (4) 事業所
 - ア 名称：マハロ相談支援事業所
 - イ 所在地：岐阜県羽島市正木町南及6丁目59-1 グリーンハイツA101号
 - ウ 事業種別：一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
 - エ 指定年月日：令和4年9月1日

2 処分年月日（指定取消しの効力発効日）

令和5年1月25日（令和4年9月1日）

※不正の手段による指定であるため、指定時に遡り指定を取り消す。

3 指定取消しの理由

不正の手段による指定

<法第51条の29第1項第8号>

- ・事業者は、令和4年5月20日、愛知県一宮市から法第50条第1項の規定に基づく指定居宅介護事業者（事業所名：ヘルパーステーションくろろ）の指定の取消処分（指定取消日：令和4年6月20日）を受けており、岐阜県に指定一般相談支援事業者の指定申請のあった令和4年7月15日の時点では、法第51条の19第2項により準用する法第36条第3項第6号の規定に該当する者（指定申請の欠格事由該当者）であったにもかかわらず、欠格事由に係る規定である法第36条第3項各号のいずれにも該当しないとする虚偽の誓約書を添付した上で、岐阜県に対して指定一般相談支援事業者の指定申請を行い、令和4年8月1日付け（令和4年9月1日指定）で指定を受けた。

4 不正利得に係る返還額等

なし

※指定日（令和4年9月1日）以降、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）のサービス提供実績はない。

5 欠格事由該当者

飯島 隆之（理事）

飯島 俊恵（管理者）

※ 指定取消処分に関し、組織的関与が認められた役員等（役員又は管理者）であった者は欠格事由該当者となり、当該取消の日から起算して5年を経過しない間は、事業者の役員等（役員又は管理者）の中に当該欠格事由該当者がいた場合、新たな事業所の指定・更新を受けることができない。

【参考】一般相談支援事業所とその指定及び指定取消の概要

（1）一般相談支援事業所の概要

法第51条の19第1項に基づき県の指定を受け、以下のサービスを行う。

- ①「地域移行支援」：入所施設等を利用する人を対象として、地域での生活への移行支援（相談による不安解消、住居確保、関係機関等の調整等）を行う。
- ②「地域定着支援」：居宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制の確保及び緊急時の各種支援を行う。

（2）一般相談支援事業所の指定及び指定取消の概要

一般相談支援事業所の指定は、申請により事業所ごとに行われるが、申請者が欠格事由に該当する場合は指定されない。欠格事由は、指定障害福祉サービス等の指定取消を受けて5年を経過していないことなどが定められている。

一般相談支援事業者が不正な手段により指定を受けた場合（欠格事由に該当する者でないとの虚偽の誓約書を提出し指定を受ける等）、県は指定の取り消しをすることができる。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（指定の取消し等）

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第 29 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第 48 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第 29 条第 1 項の指定を受けたとき。

（指定一般相談支援事業者の指定）

第 51 条の 19 第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所ごとに行う。

2 第 36 条第 3 項（第 4 号、第 10 号及び第 13 号を除く。）の規定は、第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第 36 条（※法第 51 条の 19 第 2 項により「指定一般相談支援事業者の指定」に準用）

3 都道府県知事は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定一般相談支援事業者の指定をしてはならない。

六 申請者が、第 50 条第 1 項、第 51 条の 29 第 1 項若しくは第 2 項又は第 76 条の 3 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。

（指定の取り消し等）

第 51 条の 29 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第 51 条の 14 第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第 51 条の 14 第 1 項の指定を受けたとき。